

平成13年4月27日

各部（局）長

公営企業管理者

教育長 様

警察本部長

建設交通部各課所長

建設交通部長

公共工事に係る中間前払金について（通知）

秋田県財務規則の一部を改正する規則（平成13年秋田県規則第49号）が公布、施行され、公共工事に要する経費について、着手時の前払金に加え、中間段階でも前払金を支払うことができることとされたので（いわゆる中間前払金）、これについては別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、中間前払金の制度は、本年5月7日以後に入札の公告（通常の指名競争入札にあつては指名の通知、随意契約にあつては見積書の徴取）を行う工事から適用することとします。

また、中間前払金の制度の導入等に伴う工事請負契約書に添付する契約事項の改正については、別途通知します。

併せて、このことについて、貴部（局）の関係課所に対し周知してくださるようお願いします。

（平成19年9月27日建管－1395 一部改正（平成19年10月1日から施行））

（平成26年3月4日建政－1976 一部改正（平成26年4月1日から施行））

（平成28年3月22日建政－1707 一部改正（平成28年4月1日から施行））

（令和3年3月29日建政－1435 一部改正（令和3年4月1日から施行））

(令和４年１０月１７日建政－１２７７ 一部改正（令和４年１１月１日から施行）)

附則

２ この通知による改正後の規定は、令和４年１１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

(別紙)

公共工事の中間前払金に係る取扱いについて

1 中間前払金の制度の趣旨

中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の10分の4以内の額、ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の2以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の10分の2以内の額）を支払うものである（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第221条第3項、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第4項（継続費、全部債務、一部債務又は3年以上債務による契約にあっては第35条第5項））。

2 中間前払金の対象となる工事等

- (1) 中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が100万円以上の工事（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）であって、契約者が契約の締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っているものとする。
- (2) 契約者は、(1)の工事について、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。
 - 1) 工期の2分の1を経過していること。
 - 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当

する額として必要な経費とする。

4 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の4）を超えてはならない。

5 継続費又は債務負担行為に係る特例

- (1) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（以下「複数年度契約」という。）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、対象要件（前記2の(1)）及び支払要件（前記2の(2)）の該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。
- (2) 契約者が、いずれかの年度において年度割金額等が100万円以上であることにより中間前払金を請求する旨の届出を行っている場合であっても、対象要件を満たさない年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

6 中間前払金に係る認定

- (1) 契約者は、中間前払金の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書（様式1）を契約担当者に提出するものとし、当該請求書には、工事履行報告書（様式2）を添付するものとする。
- (2) 契約担当者は、(1)の認定請求書の提出があったときは、原則7日以内に、前記2の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式3）を2部作成し、1部を契約者に交付し、他の1部を保管するものとする。

なお、認定調書の交付をもって契約事項第35条第7項（継続費、全部債務、一部債務又は3年以上債務による契約にあっては第35条第8項）後段の通知とみなす。

- (3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。

なお、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

- (4) 出来高の数値に疑義がある場合は、契約者に該当数値の根拠となる資料の提示等を求め確認するものとする。

7 中間前払金の支払の請求

契約者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、秋田県財務規則所定の請求書（工事前払金）を、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し1部）を添付して契約担当者に提出するものとする。なお、契約事項第35条第8項後段の規定により準用する同条第2項の規定が適用される場合は、保証証書の添付は要しないものとする。

契約担当者は、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

8 中間前金払と部分払の選択

- (1) 一の工事（複数年度契約にあっては、一の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を行うことはできないものとする。
- (2) 中間前払金の対象となる工事の契約の締結に当たっては、契約者に中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、このことをあらかじめ周知するため、設計図書等とともに「入札条件」（様式4）として示すとともに、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」（様式5）を契約者から提出させるものとする。
- (3) 中間前金払と部分払の選択については、契約締結後は変更できないものとするが、契約変更により新たに中間前払金の対象要件を満たすこととなった場合においては、中間前払金を適用できるものとする。この場合においては、改めて「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」を提出させるものとする。

(様式 1)

中間前払金認定請求書

年 月 日

契約担当者

契約者 住 所
商号又は名称
氏 名

次の工事について、契約事項第 3 5 条第 4 項 (※) 各号に規定する要件のすべてに該当しますので中間前払金に係る認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	¥
適 要	添付資料 工事履行報告書

(※) 継続費、全部債務、一部債務又は 3 年以上債務による契約にあっては第 3 5 条第 5 項。

(様式2)

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 (%) () は工程変更後	実施工程 (%)	備 考
(記事欄)			

主 任 監督員	監督員		現 場 代理人	主任 (監理) 技 術 者

(様式 3)

中間前払金認定調書

契 約 者	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	¥
摘 要	1) 工期の 2 分の 1 を経過している。 2) 工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている 当該工事に係る作業が行われている。 3) 出来高が 2 分の 1 以上である。
上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 契約担当者	

(様式 4)

入 札 条 件

1 中間前払金と部分払の選択について

請負代金額が 100 万円以上の工事（継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの年度の年度割金額等が 100 万円以上の工事）については、中間前払金を請求できるので、この場合は、あらかじめ中間前払金と部分払のいずれかを選択するものとする。

この選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

2 中間前払金の請求

(1) 中間前払金は、次のすべての要件を満たすことについて認定を受けた場合に請求できる。

- 1) 当該契約に係る工期の 2 分の 1（継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事期間の 2 分の 1）を経過していること。
- 2) 1) の工期の 2 分の 1 までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1（継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の年度割金額等の 2 分の 1）以上の額に相当するものであること。

(2) 契約締結に当たり、部分払を選択する旨の届出を行っている場合には、中間前払金を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前払金を選択する旨の届出を行っている場合には、部分払（継続費又は債務負担行為に係る契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）を請求することはできない。

(様式 5)

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

秋田県知事（公所の長）

住 所

氏 名

次の工事に係る中間前金払と部分払の選択について、届出します。

1 施工する工事

（１）工 事 名

（２）工 事 場 所

（３）請負代金額 ￥

（４）工 事 日 数 日

2 中間前金払と部分払の選択（いずれかに○を付すこと。）

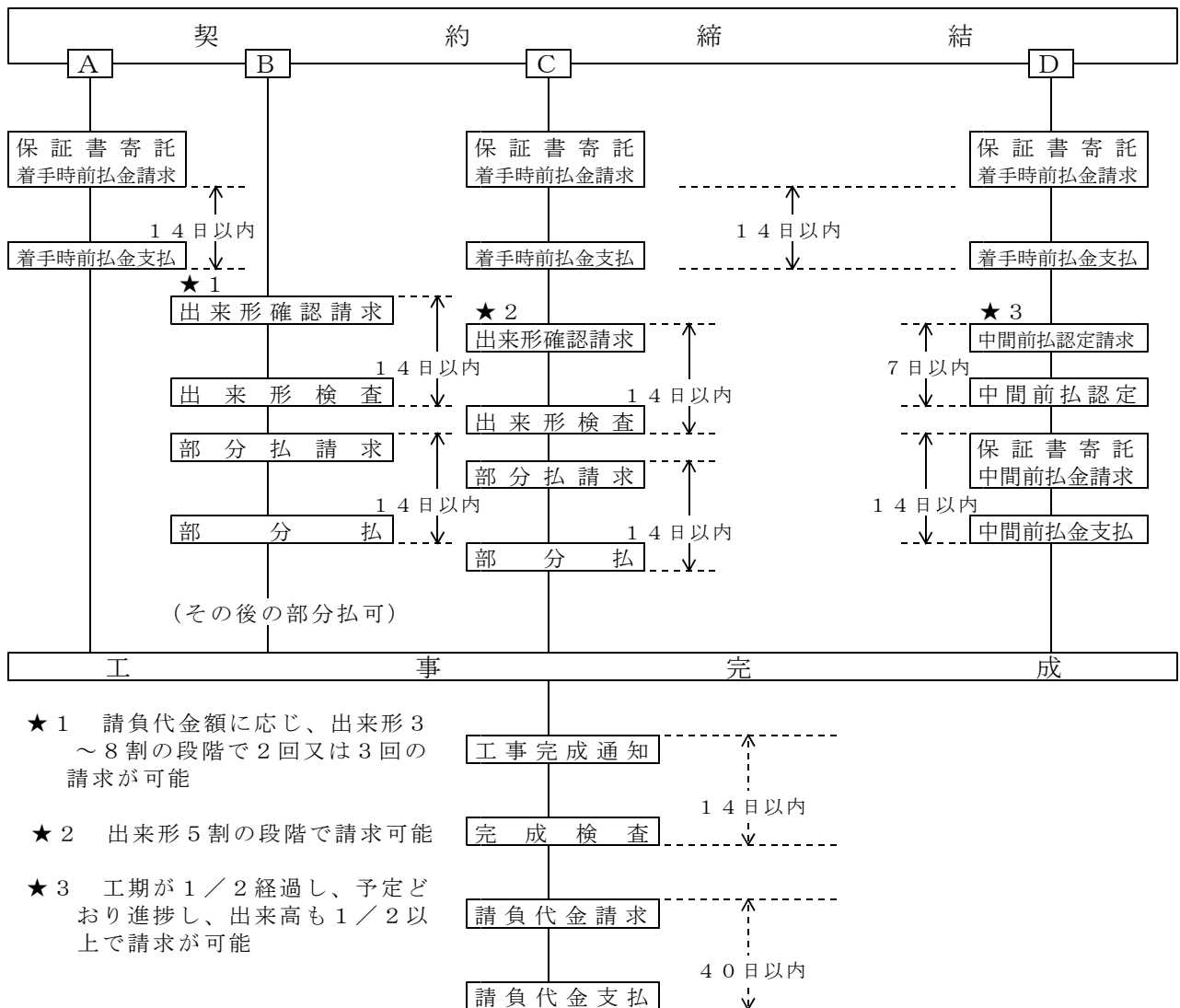
（１）中間前金払

（２）部 分 払

〔注〕 特定建設共同企業体にあつては、構成員の全てが記名すること。

【参考】

1 工事請負代金支払手続フロー



2 中間前金払を選択した場合と部分払を選択した場合の比較

(設定条件) 請負代金100百万円、着手時前払金率4割(限度)、出来高(5割)、中間前払率2割(限度)

着手時前払 + 中間前払	
着手時前払金	40百万円 (1)
	$100\text{百万円} \times 4/10$
中間前払金	20百万円 (2)
	$100\text{百万円} \times 2/10$
出来高5割時点の受取額(1)+(2) <u>60百万円</u>	

着手時前払 + 部分払	
着手時前払金	40百万円 (1)
	$100\text{百万円} \times 4/10$
部分払金	27百万円 (2)
	$50\text{百万円} \times 9/10 - (50\text{百万円} \times 9/10 \times 40\text{百万円} / 100\text{百万円})$
出来高5割時点の受取額(1)+(2) <u>67百万円</u>	